

## 取手市産業活動支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、市内に事業所を新設し、又は増設する企業に対し奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的とする法人又は個人をいう。
- (2) 事業所 企業が規則で定める事業の用に供するために直接必要な施設をいう。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない企業が市内に事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する企業が市内に新たな事業所を設置し、又は市内の既存の事業所の規模を拡大することをいう。
- (5) 固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。
- (6) 投下固定資産額 事業所の新設又は増設に係る固定資産の投下価額及び固定資産の賃借に係る契約金額の合計をいう。
- (7) 投下所有固定資産 事業所の新設又は増設に係る固定資産のうち、その所有権を取得したものをいう。
- (8) 事業開始 企業が新設又は増設の部分に係る事業所を事業の用として利用を開始することをいう。
- (9) 新規雇用 企業が事業開始に伴い、新設又は増設に係る事業所において市内に住所を有する者を事業開始の日までに新たに雇用することをいう。

### (市の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、産業活動の促進について必要な環境の整備に努めるものとする。

### (奨励措置)

第4条 市長は、第8条第2項の規定により奨励措置の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- (1) 施設奨励金
- (2) 雇用促進奨励金

### (指定企業の要件)

第5条 奨励措置を受けることができる企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 投下固定資産額が8,000万円以上（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者にあつては、1,000万円以上）であり、

かつ、小売業又は飲食サービス業を営む目的による増設の場合にあっては、土地又は家屋の取得又は賃借を伴う増設であること。

- (2) 1人以上の従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）に限る。ただし、新設又は増設に係る事業所において小売業又は飲食サービス業を営む企業、又は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者については、この限りでない。以下この号において同じ。）の新規雇用を行い、かつ、事業開始前に比して従業員として雇用する市内に住所を有する者の人数が増加していること。  
(施設奨励金)

第6条 施設奨励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 投下所有固定資産に課される固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が事業開始後初めて課された年度 当該年度に当該投下所有固定資産に課される固定資産税等に相当する額（次号において「固定資産税等相当額」という。）  
(2) 前号に掲げる年度の翌年度から4年間 固定資産税等相当額の2分の1の額

2 前項の規定にかかわらず、企業が市内に所有する既存の固定資産の廃止を伴う増設に対し施設奨励金を交付する場合にあっては、増設する投下所有固定資産に課される固定資産税等から廃止する既存の固定資産に課される固定資産税等を控除し、同項各号の規定を適用する。

3 第1項各号に掲げる額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雇用促進奨励金)

第7条 雇用促進奨励金の交付額は、新規雇用の従業員であって、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者の数に10万円を乗じて得た額とし、300万円を限度とする。

- (1) 被保険者であること。  
(2) 事業開始の日から継続して1年以上雇用されていること。

2 雇用促進奨励金は、一の新設又は増設につき1回に限るものとする。

(指定企業の指定)

第8条 奨励措置を受けようとする企業は、事業開始の日の1月前までに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励措置を講ずる企業として指定するものとする。

3 指定企業は、事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(奨励金の申請)

第9条 指定企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するものとする。

(事業の変更等の届出)

第10条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第8条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

(2) 事業所における事業を縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(地位の承継)

第11条 合併又は分割、譲渡、相続その他の理由により指定企業の地位を承継する者は、当該事業所において当該事業を継続する場合に限り、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、当該指定企業の地位を承継することができる。

(指定の取消し)

第12条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第2項の規定による指定企業指定又は第9条第2項の規定による奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第5条の要件に該当しなくなったとき。

(2) 事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。

(3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為があったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により指定企業指定又は奨励金の交付を受けたとき。

(5) 市税を滞納したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励措置を講ずることを不相当と認めるとき。

(奨励金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により指定を取り消したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び立入検査)

第14条 市長は、奨励金の交付の適正を期するため必要があると認めるときは、指定企業に対し報告を求め、又はその指定する職員に指定企業に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

### (この条例の失効)

- 2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

### (失効後の経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日（以下「失効日」という。）前に指定企業となった企業については、当該指定企業に係る指定の日から6月を経過する日までに事業を開始する場合に限り、失効日以後も、なおその効力を有する。

## 取手市産業活動支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、取手市産業活動支援条例（平成22年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める事業は、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定により定められた日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 大分類Eの製造業

(2) 大分類Gの情報通信業

(3) 大分類Hの運輸業、郵便業のうち、次に掲げる事業

ア 中分類44の道路貨物運送業

イ 中分類47の倉庫業

ウ 中分類48の運輸に附帯するサービス業

(4) 大分類Iの卸売業、小売業

(5) 大分類Mの宿泊業、飲食サービス業

(6) 大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、詳細分類8048のフィットネスクラブ

(7) 大分類Oの教育、学習支援業のうち、詳細分類8246のスポーツ・健康教授業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる営業又は事業にあつては、条例第2条第2号に規定する事業から除くものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

(2) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

(3) 風営法第33条第1項の規定による届出を要する酒類提供飲食店営業

(4) 風営法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業

(5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業

(6) 前各号に定めるもののほか、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持並びに青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のため、条例第2条第2号に規定する事業から除く必要があると特に市長が認める事業

(指定の申請)

第4条 条例第8条第1項の規定による申請は、奨励措置指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書（個人事業主にあつては、住民票の写し）
- (2) 定款又はこれに準ずるもの
- (3) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認済証の写し又は建物賃貸借契約書の写し
- (5) 投下固定資産額の明細書
- (6) 事業所の位置図及び配置図
- (7) 取手市内に住所を有する従業員名簿（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第8条第1項の規定による申請の内容に応じ、同条第2項の規定による指定に係る審査において必要がないと明らかに認められるときは、前項各号に掲げる書類の一部の添付を省略させることができる。

（指定の通知）

第5条 条例第8条第2項の規定による奨励措置を講ずる企業としての指定は、奨励措置指定書（様式第3号）により行うものとする。

（事業開始の届出）

第6条 条例第8条第3項の規定による届出は、指定企業事業開始届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 建物登記事項証明書
- (2) 事業所の平面図
- (3) 投下固定資産額の明細書
- (4) 取手市内に住所を有する従業員名簿（様式第2号）
- (5) 新規雇用従業員名簿（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第8条第3項の規定による届出の内容に応じ、当該届出に係る審査において必要がないと明らかに認められるときは、前項各号に掲げる書類の一部の添付を省略させることができる。

（奨励金の交付の申請）

第7条 条例第9条第1項の規定による申請は、奨励金交付申請書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第9条第1項の規定による申請に係る期間及び申請書に添付する書類は、別表のとおりとする。

（奨励金の交付の決定）

第8条 条例第9条第2項の規定による奨励金の交付の決定は、奨励金交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第9条 指定企業は、条例第9条第2項の規定による交付の決定を受けたときは、遅滞なく奨励金交付請求書(様式第8号)により市長に奨励金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく当該請求に係る奨励金を指定企業に交付するものとする。

(事業の変更等の届出)

第10条 条例第10条第1号に規定する理由による届出は、奨励措置指定申請内容変更届出書(様式第9号)に当該変更に係る事実を証する書類を添付して行うものとする。

2 条例第10条第2号に規定する理由による届出は、指定企業事業休止・廃止届出書(様式第10号)により行うものとする。

(奨励金の額の変更の届出)

第11条 指定企業は、前条に規定する届出により奨励金の額に変更が生ずるときは、同条に規定する届出と同時に奨励金変更届出書(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第12条 条例第11条の規定による地位の承継に係る申請は、指定企業の事業を承継する企業が奨励措置指定承継申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請することにより行うものとする。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励措置指定承継承認通知書(様式第13号)により当該申請を行った企業に通知するものとする。

(指定の取消し)

第13条 条例第12条の規定による指定企業の指定の取消し及び奨励金の交付の決定の取消しは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 指定企業の指定の取消し 奨励措置指定取消通知書(様式第14号)

(2) 奨励金の交付の決定の取消し 奨励金交付決定取消通知書(様式第15号)

(奨励金の返還)

第14条 条例第13条の規定による奨励金の返還の命令は、奨励金返還命令書(様式第16号)により行うものとする。

(立入検査)

第15条 市長は、条例第14条の規定による立入検査(以下「立入検査」という。)を行うときは、当該立入検査に従事する者(以下「検査員」という。)を市職員のうちから指定するとともに、当該検査員に対し検査員であることを証

する書類（以下「立入検査証」という。）を交付するものとする。

- 2 検査員は、立入検査の実施に際し、立入検査証を必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 年 月 日から適用する。

#### 別表（第7条関係）

| 奨励金の種類  | 申請期間   | 添 付 書 類  |
|---------|--|--|
| 施設奨励金   | 当該年度における固定資産税及び都市計画税の最終の納期に係る納期限から1月以内                       | (1) 当該年度における投下固定資産額に関する償却資産申告書の明細書の写し（奨励措置の指定に係る部分に限る。）<br>(2) 当該年度における固定資産税、都市計画税及び法人市民税の納税証明書<br>(3) 初年度にあつては、新規雇用従業員名簿（様式第5号）<br>(4) その他市長が必要と認める書類 |
| 雇用促進奨励金 | 事業開始の日から起算して1年を経過した日が属する年度における固定資産税及び都市計画税の最終の納期に係る納期限から1月以内 | (1) 新規雇用従業員名簿（様式第5号）<br>(2) 新規雇用の従業員に係る雇用保険取得確認通知書の写し<br>(3) その他市長が必要と認める書類  |